

初期カペー王朝のDomaine Royal（上）：フィリップ プー世の時代における

森, 洋

<https://doi.org/10.15017/2333992>

出版情報：史淵. 76, pp.31-54, 1958-06-20. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

初期カペー王朝の *Domaine Royal* (上)

——フィリップ二世の時代における——

森

洋

序——問題の所在

第一章 所有

一、名称

二、土地所有

i villa, vilula

ii terra, locus, alodium, mansus

(以上本号)

第二章 諸権利

第三章 支配

序——問題の所在

西欧中世王権の最も主たる権力源の一つとして、いわゆる《*domaine royal*》が注目されることは、真に当然であると云えよう。諸王の権威・権力の性格を如何に規定しようとも、彼等の直接的な足がかりは、法的にも、社会的にも、経済的にも、ここに存したと推定すべきであるからである。カペー朝の場合にも、フィリップ・オーギュスト以後、王がフ

ランス内部はもとより、ドイツ、イギリスの諸王や皇帝に対して、又教皇に対してすらも優越性を示し得た¹十三世紀において、之は正しく王権力を裏すけるに足る、明確な存在を確立したと云えよう。即ちバイイを中核とする官僚組織の完成、*apanage* 制³の成立、更にその不可変性 (*inalienabilité*) 原則の確立⁴などは、その指標たるに充分である。しかしながら、十二世紀以前の、いわゆる初期カペー諸王 (*Les premiers Capétiens, 987—1180.*) の時期の *domaine royal* を、我々は之と同一範疇において論じ得るであろうか。たまたま十一・十二世紀が、その社会のすべての面にわたつて、諸変革が進行していた時代であることを知る際に、初期カペー朝の *domaine royal* は、王権そのものの変質過程と不可分のものとして、それ自体独立した研究対象となり得るであろう。而して、その課題を一応果したものととして、*W. M. Newman* の業績を無視することは許されない。そして彼自身が述べているように、「ユーク・カペー登極の際の *des domaines de la couronne* の範疇如何。如何なる所有を、この王はこれに加えたか。如何にして、又如何なる手段によつて、これらの *domaines* は、フィリップ・オーギュスト治下にいたるまで、専ら増加したか。」という問題は、一七八三年アカデミーの懸賞論文募集以来、充分には解明されたことのない課題であると云えよう。

Newman の研究が多くの反響を呼んだのは、彼が *domaine royal*、特にいわゆる *domaine laïque* に与えた定義による。彼によれば、十一・十二世紀の人々の *domaine* 概念は、何等領域的なものを含まず、「王が土地、人及び交易につき保有する諸権利の総体 (*l'ensemble des droits*)」であるに過ぎない⁷。この定義は、従来何等かの形で領域性を予想していた歴史家たちに正面から相反し、又その故に、方法論上様々な問題を残すものであるが、彼自身が直接の対象としたのは *A. Fliche* の定義であつた。後者によれば *domaine royal* とは、「王が其処に裁判権 (*justitia*) を行使する土地の——或は領域の——総体」 (*les terres où... les territoires sur lesquelles...*) である。何となれば、裁判権は *droits régaliens* の中で最も本質的なものとみなし得るし、又王が旧 *vicaria* を手放す際に、しばしば裁判権

のみを保留する例が見出されるからである。¹⁰ 従つて王の直接所有しない土地でも、《domaine》に含まれ得るのである。Newman は之を「当時の諸概念・諸現象の多様性を無視した單純論であると評した。更に Fliche が「フィリップ一世は本源的な裁判権 (le droit primordial de justice) は殆んど手放せず、……授封によつてその domaine における王権力を減少せしめなかつた」と結論つけた点に關しても、彼はするどい批判をあげた。「カペー諸王がその存在を感知せしめるにいたつた所以は、決して domanial な裁判権によるものではなく、純粹に王の裁判権によるものである。」¹³ 此處において、彼の一貫した主張である、《domaine》と《pouvoir》の峻別という原則がかえりみられなければならない。¹⁴ この事は同時に、すべての comtal な要素、《fief》的要素を対象から排除するという原則をも招来しているからである。

この線によつて、特に Newman が批判の対象としてゐるのは A. Luchaire の古典的業績である。¹⁵ Luchaire は、*sovereign* たる王は同時に *suzerain* であつた。しかしながら、その *pouvoir* は、すべて最後のには王の *sovereign* としての属性に帰属する。¹⁷ 《domaine》もその例外ではあり得ない。¹⁸ かかる観点は、*les droits royaux, les droits seigneuriaux, les droits domaniaux* の混同を指摘し、それらがすべて *Souveraineté* に吸収されたと説く J. Flach の見解において頂点に達したと見るべきであらう。而も他面、彼等の何れもが、一応王の直接支配下にあるものと、*feodal* なものを區別しようとして試みてゐる点に注目すべきであり、極言すれば、《domaine》と《fief》とを同時に考察の対象としたのは、それらがともに王の収入源として機能してゐるからに過ぎないとも云えよう。

この際特に問題となるのは、*comté* がそのまま、王の直轄下に置かれた場合、又は《domaine》そのものに対する王の支配権が *comtal* と規定された場合である。²¹ たしかに、ユージ・カペー以来の *comté* 獲得併合が、少なからぬ意味を持つ点に疑問の余地はなく、最初期の *Paris* をはじめとせば *Châtains, Pincernais, Francopis, Madrie, Orléannais*

等の一群 アンリー一世時代の Sens (1055)²³、フリップ一世治下の Gâtinais (1068)²⁴、Corbie (1071)²⁵、Vexin (1079)²⁶、Bourges (1101)²⁷ 等の併合は、著しく《domaine》を拡大し、強化したであろう。しかしながら、之等がカロリング朝の comitatus の有した行政管区としての領域的意味をつとに失っている事が明白であり、カペー家の手に入つてからも、絶えず贈与・移転・分割の対象となつた事を、文書類が明証している以上、その名の故に領域性を前提として重視する事は、果して許されるであろうか。又之等に対する王の支配に comital という形容詞を冠する事は、果して妥当であろうか。この点を我々は Newman と共に疑わねばならない。²⁸ 而してこの際、この語の使用法の混乱を指摘すると共に、封建的諸關係は一括して、別個の問題に還元し得ると考えたい。²⁹

「十三世紀以前の時期を通じての、この domaine を正確に決定することは、歴史家に課せられ得る最も困難な努力の一つである」³⁰ 何となれば我々がその内容をうかがい得る唯一の史料は、対象物が贈与譲渡されるか (donation, concession) 、或は、第三者又は過去の同様な法行為を確認する (confirmation) する場合にのみ発せられる王の文書 (chartes, diplomes) に限られているからである。³¹ 換言すれば、我々が《domaine royal》の何等かの部分の存在を知り得る時は、正にその瞬間にこの部分は王の手から離れているのである。更にその定義が、何れの場合にも《l'ensemble de...》と云う語で始まる点に端的にうかがい得るように、何等かの領域性が仮に前提し得るとしても、それは極度に分散したものであらうと云う点である。之等の障碍がこの分野の統一的観点及び一致した見解を生み出す妨げになつたであらうことは想像に難くない。而も他方、少くともフランスにおける学説史において、その対象とする範圍は、上述の如く大差はないように思われる。³² Newman も、その定義にもかかわらず、土地所有の部分に認めるに吝かではない。³³

他方、研究史の何れの部分も、ユージェ・カペー以後二世紀間、殆んど質的には変化のない《domaine royal》を想定している点に注目すべきであらう。³⁴ そして、その一般的な性格は、《seigneurie》と規定するのが適當と考えられる。³⁵ しかし

ながら、十一・二世紀という「大変貌」期に、即ち人口増加や生産手段の改善等によつて、seigneur foncier が seigneur censier に変質したと考えられるこの時期を通じて、《domaine royal》のみが一貫した性格を示すという事、換言すれば時間の経過による変質の過程を止揚して、一義的にのみ之を定義するという方法自体は、決して妥当なものとは考えられぬ。Luchaire は、ぼぼルイ六世治下に、《domaine》が集中される過程を指摘した。³⁸ しかし之は、王権の側から、この時期にカペー王権がカロリンガ王権の擬態を排し、より身近かなものに足がかりを求めた結果と理解されている。Newman も、之が Loire 河の方向に主として伸張する傾向を、又 Longnon と共にパリ中心主義が、一一二〇年代から顕著になつた事実を指摘するが、之等は何れも、《domaine》の量的変化を示すもので、質的変化の解明に資するものではない。

此處で注目すべきは、J.-F. Lemaignier 等によつて典型的に把握された、十・十一世紀の pagus 解体に伴う一連の変質現象である。カロリンガ朝の droits régaliens の分散は、先ず pagus 又は數 pagi による principauté territoriale 形成の段階をへて、十世紀末から十一世紀初にかけて城 (châteaux forts) を中心とする《châtellenies》の形成を結果せしめ、之等は「封建制の第二層」をなすにいたる。⁴¹ かかる従来のそれとは異質な領域性を有する seigneurie の《les droits seigneuriaux》をあらわす語、《consuetudo, consuetudines》は、十一世紀初から、除々に immunitas 文書にとつて代つた。すでに droits régaliens を吸収していた immunitas の発展した結果である《consuetudo》は、命令権 (bannum)、執行権 (districtio)、更に誘拐 (raptus) 窃盜 (furtum) 放火 (incendium) 殺人 (homicidium) の四重犯に対する裁判権 vicaria を、他の裁判権やその他の諸権利を——seigneurial であれ domanial であれ——包含するが故に、「それを所有する者に対して、政治上、軍事上、裁判上、經濟上の諸権利を賦与する」⁴²

この *seigneurie* 概念は、一見して従来の *domaine royal* 研究に欠けていたもの、即ちその対象の立体的把握と時間的把握を補うかに見える。⁴³ 特に著しく相対立する Newman の「諸権利の総体」という定義と、Fliche の「王が裁判権を行使する土地——或は領域——の総体」という定義を、止揚する場として、最も適合性を有する可能性がある。この概念は又、Ch.-E. Perrin が Lorraine について析出した概念にも対応するものがある。⁴⁴ 即ち「命令し、拘束し、且罰する権利」*droit de ban, bannus* を中核とし、それを「支配の驚くべき手段」として、*seigneurs* と *seigneuries* 経営を極限まで押し進めることを許すことにより成立した領域経営、或は支配、*seigneurie banale* がそれである。⁴⁷

こうした研究の存在は、我々に *seigneurie* としつゝの *domaine royal* の再考を余儀なくさせる。Lorraine について Maçon はつゝ、或は Poitou, Normandie 等についで進められつつある如上の把握は、果して *domaine royal* としつゝも妥当であらうか。特に Perrin の *ban seigneurial*、すぐれてドイツ的な「罰令権」の前提が、他の諸語の解釈とともに、従来のフランスの学説史に、相当大胆な変革を試みたものと考えられる際に、⁵¹ それを Newman を越えて一般化するためには、細心の準備が要求されるのではあるまいか。

以下本稿の対象とする所は、フィリップ一世 (1059—1108) の文書を中心とする *domaine royal* の構成及び支配の分析である。この選択は第一に史料上の制約による。⁵² しかし乍らより積極的には、Lemaignier 等が上述の如く、主として十一世紀前半に変質の過程を求めた以上、当然十一世紀後半から十二世紀初の期間をしめるこの王の治世に、それ等の諸結果があらわれていなければならないからである。更に課題は Newman のつむゆる *domaine laïque* に限定せざるを得なかつた。その量的な究明はそれが王権そのものとかかわりあいを有する限り、不可欠ではあるが、史料の性格上不可能であるし、又 Newman 自身によつて、現状で望み得る限り果されている。又いわゆる *domaine ecclésiastique* 及び封建制と関連する諸問題については、之を別稿にゆずりたいと思う。更に又此処にとりあげる支配にとつて、人的諸

関係の究明が当然含まれるべきであるが、この問題も亦、いわゆる農奴制の諸問題との不可分の関係の故に、まとめて後日記期した。

註

1' 拙稿「十二世紀後半におけるカペー王朝の変質に就いて」——フレイツプ・ネーギトスト初期の *Auctoritas Superlativa* をめぐって——(十)「青山経済論集」七〇。

2' H. F. Delaborde, *Recueil des actes de Philippe-Auguste*, Roi de France, t. I, Paris, 1916, n° 345, p. 417,

《In primis igitur precipimus ut *ballivi nostri per singulos prepositos in potestatibus nostris*...》

《Et in terris nostris que propriis nominibus distincte *ballivos nostros posuimus*...》

「先世の *ballivi* は、朕の *potestas* に属する *prevoté* 毎に...」「臣の *ballivi* の *propriae* の名によつて区分せられたる *ballivi* の *ballivi* を置かざらん...」(その機説をいふ) Fr.

Olivier-Martin, *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, 2^e tirage, Paris, 1961, p. 235, sq. E. Chénon, *Histoire générale du droit français public et privé*, des origines à 1815, t. I, Paris, 1926, p. 610, sq. A. Luchaire, *Manuel des Institutions françaises*, période des Capétiens directs, Paris, 1892, p. 266, sq. p. 543 sq. 註を参照

3' Ch. Petit-Dutaillis, *Étude sur la vie et le règne de*

Louis VIII (1187-1226), B. E. H. E., 109^e fasc., Paris, 1894, p. 362, sq. Olivier-Martin, op. cit., p. 317-319.

4' Olivier-Martin, op. cit., p. 319, sq. 理論的をいふ P. N. Riesenbergh, *Inalienability of Sovereignty in Medieval Political Thought*, New York, 1956.

然るにその事十四世紀以後に属して、西欧各国に於ては、

5' W. M. Newman, *Le domaine royal sous les premiers Capétiens* (987-1180), Thèse pour le doctorat ès lettres présentée à la faculté des lettres de l'Université de Strasbourg, Paris, 1937.

6' Newman, op. cit., p. IX-X. 一七八五年に再募集された。その結果は *De Hesdin*, Mémoire sur le domaine royal depuis le règne du dernier Lothaire jusque sous le règne de Louis VIII mort en 1180. 1790 Bruxelles 中に所載の草稿本をいふ。

7' Newman, op. cit., p. 3, p. 65, etc.

この研究が二部に分かれたる。第一部は《*domaine laïque*》と《*domaine ecclésiastique*》に属する諸権利の質的研究であり、第二部は、各王の治世毎にまとめられた、それら諸権利の一覧表である。第二部に主力が注がれてゐるが、

しう問題になり得るのは第一部であり、之を多分に一覽表作製の必要に於いて制約を受けしうるのでなからうか。この定義も、むしろ第二部を占めなくてはならぬ。

- 8° 例として Petit-Dutaillis, La monarchie féodale en France et en Angleterre, X^e-XIII^e siècle, Paris, 1933, p. 16. Id., Louis VIII, p. 358 sq. A. Longnon, et H. F. Delaborde, La formation de l'unité française, Paris, 1922, p. 36. 等。註に参照。

- 9° P. Petot, Compte rendu de Newman, R. H. D. 1940-41, p. 177. J.-F. Lemarignier, Recherches sur l'hommage en marche et les frontières féodales, Lille, 1945, p. 23, n. 53. 等。註に参照。

- 10° A. Fliche, Le règne de Philippe I^{er}, Roi de France (1060-1108), Paris, 1912, p. 123, 128-129.

- 11° Newman, op. cit., p. 56.

- 12° Fliche, op. cit., p. 137

- 13° Newman, op. cit. p. 56-57. 又例として Luchaire 以下。註 9° 17°

- 14° Newman, op. cit. p. M-XV, p. 3, p. 56-57. 此处に彼が舊例として Petit-Dutaillis の説を著して註記する。

註に参照。

- 15° Newman, op. cit. p. XV, n. 1, p. 3. n. 1

- 16° A. Luchaire, Histoire des institutions monarchiques de la France sous les premiers Capétiens (987-1180), 2^e

éd., 2 vols., Paris, 1891.

- 17° Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 48 sq. et passim. 彼は此處に「la monarchie féodale」なる把握を批判し、l'idée monarchique を決して濫用してはならないことを主張する。

- 18° Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 119. etc. 又例として Fliche, op. cit. p. 138. 又例として Luchaire がこの範圍に關して「直接臣たる prévôts による支配による秩級の《domaine royal》=土地所有、その proprietor 又は seigneur direct による享受を諸收入、suzerain による vassaux と稱したた地から収入を、一応区分して年々、その何を何れを souveraineté と稱する」として其の點を註記 (I, p. 88-92. etc.)

- 19° J. Flach, Les origines de l'ancienne France, X^e et XI^e siècle, t. III., Paris, 1904, p. 487-488.

- 20° Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 91-92, II, p. 30sq. Flach, op. cit., p. 486. Ch. Pfister, Études sur le règne de Robert le Pieux (996-1031), B. E. H. E., 64^e fasc., Paris, 1885, p. 102, p. 132. Fliche, op. cit. p. 156-158.

- 21° 註に参照。例として Longnon, op. cit. p. 36. 以下に「domaine royal」及び「l'ensemble des terres où le roi avait conservé la puissance comtale, même s'il en avait concédé des parcelles en fief à des vassaux」の

行)叢書中、既刊のものはカペー朝に關しては註2、29に挙げた Philippe-Auguste の Recueil des actes を除けば、
M. Prou, Recueil des actes de Philippe I^{er}, Roi de France, 1908. のみである。他に之に比すべき嚴密正確な史

第一章 所 有

一、名 稱

Luchaire 及び Newman によつて《domaine》を指示すると思へられた語は《fiscus》及び《dominium》である。而してカロリンガ朝で一般的であつた《fiscus》は次第に減少して、アンリ一世をもつては終り、《dominium》が代つた¹。フィリップ一世の諸文書中に見られる《fiscus》は、ほとんどその本来の意味を失ひ、贈与又は確認文書(confirmations)の末尾に、当該文書の規定が犯された際の罰金(収入)としてのみ記載されている。記載例のみについで見れば、若干の例外があるが、それがシャルル禿頭王以来の immunitas の確認や、ルイ敬虔王のその確認の場合にはカロリンガ朝の文書がそのまま転写された可能性が強い。他の諸例も確認文書で、辛じて十一世紀後半におけるその語の《domaine》としての意味を現実に残しているものは一例にすぎない。而してそれが teloneum を対象としている点²は、逆に teloneum がカロリンガ時代の droits régaliens から直接発した事を意味するのではあるまいか。⁷

《dominium》の場合、確認文書中のほとんどすべてが土地そのもの、又は土地に属した所有であるのと同様に、《dominium nostrum》と明記されている場合にも、土地所有そのもの、或は之と密接せる諸権利を意味する。而も之等は何れも寄進贈与文書で、それまで直接王の手にあつたものである。而して王はその上に担保(vadium)を設定し得た。之によつてみても、《dominium》は土地を基礎として居り、且それを制約なしに処分し得たものと考えべきであらう。Luchaire は風車(molendinum)が単独で dominium に属していた例を挙げているが、¹¹この語の用法として

料集成が見当らぬ故、一応之を根本として考察を進めたい。
従つて参照文献も差当りは Newman, Pliche (以下このま
ま記す)にたよらざるを得なかつた。尚考察の場を限定し嚴
密化する必要上、他の年代記類は本稿では利用を避けた。

dominium, ... >> n° LXXXVIII, p. 230, a° 1077, <<... totam *terram* de Bonoculo, quam hactenus in *dominio* habebam, ...>> ; n° CXI, p. 282-283, a° 1084, <<... ego Fulco de Caldri ... concedimus *duos hospites terramque* quam ibi in *nostro dominio* tenebamus, ...>> .

Prou, n° C, p. 259, a° 1080. 十親の所有の権限の據本を變換する意。 <<De beneficio autem nostro quicquid in *domino* possidebat, videlicet *terram Villaris*, cum servis et ancillis et cum omnibus ad se pertinentibus, et cum omni consuetudine terre illius pari modo annuimus...>> .

Prou, n° LXXVIII, p. 198, a° 1075. <<... et nunquam in alterius potestate, ditone vel *dominio*, ...>> . potestas, ditio (後者は意味不明) と同義語なるもの。内容を詳かにした。尚本文書はカロリナ朝諸王の文書の確認として、カロリナ朝文書への転写でも可能性が強い。

6° Prou, n° LXXXVI, p. 192, a° 1075, <<quod in territorio Aurelianensi quandam *terram* de *dominio nostro* ad Pontem Ossantiae...concederemus, ...>> ; n° CXIV, p. 288, a° 1088, <<...quod de *terra nostra*, videlicet de *dominio nostro*, ...apud Veteres Stampas juxta pontem, *ardennum unum* donavimus, ...>> ; n° CXL, p. 350, a° 1101, <<...ut [quandam] *terram*, que erat de *dominio nostro*, Wairiacus nuncupa [item], ...cum *omnibus* ad

terram ipsam pertinentibus conce [deremus,] ...>> ; n° CXLIX, p. 379, a° 1101-1104, <<ut *locum* quandam Stampis proximum nomine Beddagon, quem ad id temporis in *dominio nostro tenueramus* ... concederemus, ...>> .

9° Prou, n° CXXX, p. 331, a° 1072-1092, <<...mutavimus ab ipsis canonicis sancti Vicentii .XXX. libras et eis inde quandam *villam nostram* que vocatur Barberiacus, in *vadinonium* concessimus, ...dum vero persolverimus ex toto, prefatum *vadinonium* redeat in *dominium nostrum*, ...>> . St.-Vincent de Senlis 及び三ノートルヌの領地を授け、*dominium* は villa (villula) を抽象 (vadinonium) を形成し、田荘の隣に村の手近をいさへて定められた。

11° Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 91, n. 3. Diplôme de Philippe 1^{er} pour Saint-Martin-des-Champs, an. 1070. (Marrier, Hist. S. Mart. des-Champ., p. 17) <<unum molendinum quod in *dominio meo* erat in Magno Ponte, >> .

21° Prou, n° LXXX, p. 143, a° 1070. 1) Molendinum de Saint-Martin-des-Champs の修道士、故 Johannes の願により、聖修道院の「貧者及び外来者」に対する「宿房の場所」 (ad hospitalem locum) に与えられたものである。本文書は頭より「從來あるがごとく」 (furrum) に加えて「新規のもの」

を構築せぬこと、パリから通ずる公道 (via publica) を

てあふう。

の⁵⁵保全し、修道院に属する道を耕地 (agricultura) に
 變えて貧窮者に利用せしむべきこと等を命じつゝ、恐
 く王と修道院との間の、交換条件に基く特殊例と想像すべし

13 例えは Prou, n° CLIV, p. 388, a° 1106. «...et omnem
 abbatiam ejusdem ecclesie que nostra propria erat...».

二、土地所有

以上の如くして、dominium の最も本質的な部分が土地所有に依拠していると推測される以上、我々は先ずこの範疇に属する諸語の検討から出発しなければならぬ。この点は今後の考察の土台となるものであるから、繁をいとわず、寄進贈与文書に限り、列挙することにする。

i villa, villula.

I 「パリの pagus 内に位置する Curtesiolum (Courcelles) とする各の villa を、それに附随するすべての causa 即ち当該 villa に属する (すべての) 附屬物 (appenditii) と共に……〔聖下ニ修道院に〕与え、……而して上記 villa の朕に属しては vicaria と他の consuetudines を、同様に……上記修道院に与える。……」¹

II 「Hundelicurtem (Houdicourt) とする各の villa を、永遠に保持すべく、該教会 (Saint-Nicaise de Reims) に渡す。mansus indomiticatus を、教会を、servi を、水及び molendinum を、こめて河流を、その上当該 villa に附屬するものすべてを与える。」

III 「聖 Vicentius 聖 Germanus の (Saint-Germain-des-Prés) 司教参事会員 (coenobi) に、パリ市城壁の附近に位置し、朕の権利 (に属する) Banniois (Bagneux) と呼ばれる villa を、父 (アンリ一世) が権利に基き静かに保持せる如く、すべての収入 (reditibus) と consuetudines と共に、与えた。但し凡ての附屬物 (appenditii) と共

にひはなす。」

IV 「朕の villa たる Crepeio (Crépy) に隣する 朕の saltus なる……」

V 「ちして朕はこの教会 (Saint-Léger au bois de Laigne) を 祭壇及び大小 decima を 又朕の propria にあつた villa を その一切の justitia 及びすべて villa に附屬せるものとて、上記修道士及びその後継者達 (La Sauve-Majeure) に寄進。……如何なる jus も 如何なる dominatio も 如何なる corveia も 朕及び朕の後継者にちして保留せられた。……」

VI 「土地 (terra) を 即ち〔朕の〕 prévôt (たうこ) Ivo が 教会 (Saint-Vincent de Senlis) のかたわらに所有せるそれを、かちど (furnum) と土地がもたらすべきすべて consuetudines と共にこの贈与から支払わるべきものを、かちて当該場所 (locus) に朕が所有せる九 hospites を一切の consuetudo とて、金納 census 中三リーブルを、……Guvilis と呼ばれる villa にも一 molendium を Mansionale Blavum と呼ばれる villa を、ランの territorium にも Crepeia (Crépy) と呼ばれる villa にも一 alodium を 但し茲今何人かに苦情なき限り、すべての consuetudines を 聖ヴァンサンとその司教会員 (canonici) に譲渡す。」

朕フイリップスは……同上聖ヴァンサンの司教会員から、三十リーブルを借用した。よつて彼等に Barberiacus (Barberie) と呼ばれる朕の villula を 担保 (vadimonium) として下記の条件により譲渡する。即ち朕が上記リーブルを、「最後のニコラントにわたるまで」司教会員に返還してしまわない限りは、この villula を、それに附屬する一切とともに、「聖ヴァンサンとその司教会員が」静穩に保持、所有する。しかしながらすべてを朕が返償した際には、「この担保は、かちてさうであつたように 朕の dominium にかえる。……」

以上がほぼ確実にフイリップ一世の手に属し、或はその手から離れたと推定される villa である。その他 Fliche は

Mansionille villa regia を掲げるが¹⁰、この文書は¹¹、それ以前の諸王の Notre-Dame de Poissy に対する寄進の確認であり、通称を Mesnil-le-Roi と云う所からしても、villa regia はすでに意味を失つてゐたものであろう。従つて villa の存在は以上六例に留り、むしろ terra¹² などの他の表現が次第に一般化して来るものと想像される。しかもこの二つは諸例からも、之等の分解過程をうかがい得る。即ち villa とその附屬物とは、或は causa, vicaria, consuetudines を (I) 或は水利権 (漁撈権) 及び molendium を (II・VI) 包含し、或はその一部を保留される (III)。又 Crépy からは後に alodium が分離する (IV・V) 一方、mansus indominicatus をちよと含む例がある (II)。更にあるものは iustitia を含むながら、corveia が通常保留されるかの如き印象を与える (V)。consuetudo, census, などの他の redditii の意味を區別し難い場合もある (I・III・VI)。

しかつながら以上を通じて、vicaria, iustitia, consuetudo, corveia, census, molendium, aqua 等の諸権利が依然として土地所有との密接な關係を有すること、又之等が、他方次第に権利として分離して行く傾向とを、同時にうかがい得るであらう。

註

1 Prou, n° W, p. 14, a° 1060. ≪…quandam villam in pago Parisiacensi sitam, nomine Curtisfolium cum omni adjacenti causa vel appenditiis que ad eandem villam pertinet, …donaremus…; huius autem villae supradicte vicariam aliasque consuetudines que ad nos pertinebant similiter…ut ecclesie supradicte concederemus. ≫

2 U villa 48ノ「リ」一世の叔母が、聖ニコラと結んだ 60 libras の賃権の担保 (vadimonium) をなす、彼女の意

志によりこの贈与が行われた。従つて本 villa の本来的な帰属には疑問がある。Fliche の Newman の注によれば、この U の consuetudo は後に再度聖ニコラ譲渡された。

Prou, n° LXV, p. 171, a° 1073. ≪…omnem consuetudines quas habebam in villa que dicitur Curtioliis, quam ipsa ex suo habere emerat et sancto Dyomisio …contulerat, eidem sanctissimo loco concederem… ≫
 3 Prou, n° X, p. 31, a° 1061. ≪…villam nomine Hundelicurtem perpetuo habendam eidem ecclesie tradimus,

が Senlis の Prévôt royal と同じ存在で、更に一〇六〇—六八年の Eudes の文がある。(Cf. Luchaire, Hist. des Inst., II, p. 312.) 又同じ Ivo がたゞの死に止まり、その所有地は domaine royal に編入されたものと推定する。
Fliche の Newman のこの引用の前半部を認めたらうが、その理由は不明。

8' 本節引用例 IV 及び註 4 を参照。ノートルダム一世讓渡文書中、「alodium」に言及するが、この簡述のみ。この存在は Newman の認むところ (p. 125, n° 30)。

9' « usque ad novissimum quadrantem. » 意味不明。マヤは第五章二十六節の引用と推定。(Prou, p. 331, n. 2.)

10' Fliche, p. 126

ii terra, locus, alodium, mansus.

I 「……Gaudine の terra を寄進……」¹

II 「ケルマンンの territorium 内の Pont-aux-Moines にある」王の dominium (に属する) をひびくかの terra を Cluny の教会に寄進する。……同じ上記ケルマンンの territorium 内の之等の土地が、修道士達によりて收納されるに非かれば、他は同じの consuetudo と exactio から自由、風絶、且静かにあるべき……同文である。²

III 「同じ上記 (Cluny の) 修道士達に、彼等が修道院を造築するに充分なだけ、Vetus Castellaris とはわれる場所にある朕の土地から、所有すべく追加寄進する。……」³

IV 「更にそれに加えて、Glutton (Gloton) と呼ばれる該 villa の piscacio の全部を、hospites を含む土地のすべて、又 Medantensus (Mantes) の城の teloneum のすべてを……贈与或は返贈する。……」⁴

11' Prou, n° XII, p. 36, a° 1061.

12' mansus indomiticatus の分解は seigneurie banale 或は之の関連として M. Bloch, Les caractères originaux, I, p. 68, sq., II, p. 90, 101sq.

13' Cf. M. Bloch, op. cit., I, p. 76.

14' この場合の consuetudo は、明かに Lemaignier の文に於てはなし。Luchaire はこれを cens, champart, terrage, brenage, forage, minage を含む (Hist. des Inst., I, p. 93-94.) 「Newman はこれを villicatio, thessera et plastrization (意味不明) 等を含む」と、諸収入の総称と認む (p. 7-8) consuetudo と解すべきである。之等のごとくは後符。

V 「而して彼等 (Bec 修道院の) 司教参事會員に Sancta Maria de Pexio (Notre-Dame de Poissy) 教会をそれに屬するすべてとともに、又当該教会の北側に接し、その内に家屋のある土地を、修道士達の住居として、朕の果樹園とともに寄進。……更に Mellentus の教会を寄進。……」

VI 「而して朕は彼等 (Saint-Pierre de Neauphle-le-Vieux の修道士) に Aquilina (Iveline) と呼ばれる朕の Silva を、修道院のすべての使用に「供すべく」、又彼等が朕に請願した Pontum Levi (Pontlevoy) にある土地を譲渡する。……」

VII 「朕の土地の *dominium* の *domus Domini Dei (la Maison-Dieu)*、換言すれば *Receptaculus pauperum* (救貧院) と呼ばれる *Veteres Stampas (Étampes-les-Vieilles)* の橋のはりの *un arpent* を与える。……朕は定め且禁する、朕の *prévôt* であれ、他の *ministeriales* であれ、又他の如何なる人であれ、上記の土地に何等かの *consuetudo* を要求し或は課せしむること、或は同土地に *violentia* 或は *tolta* をなさんとすること、……而して同上の *un arpent* に集められ、或は集めらるべき *hospites* は、その地につき、或は朕 (自身) により、或は朕の *ministeriales* により、或は他の何人かにより、要求される朕のすべての *consuetudo* から解放され、静かである事を、神によつて宣告する。若し朕の市場に売り又は買ひに来たならば、他では、市場の *consuetudo* に基いて「要求又は強請されるが如き」何ものをも要求又は強請されず。……而して同様に、この救貧院に、当該土地のかたわらを流れる河水を、彼等に権利として与える。……」

VIII 「土地を、即ち [朕の] *prévôt* [たりし] Ivo が教会のかたわらに所有せるそれを……かつて当該場所に朕が所有せる九 *hospites* をすべて *consuetudo* とともに金納 *census* 中三リーブルを、……Crépy と呼ばれる *villa* にある *alodium* を……」

Ⅹ 「朕の dominium に存した Warriacus と呼ばれる土地を……その土地に附属する一切とともに (Saint-Nicolas-aux-Bois 修道院に) 贈与せんことを……」

X 「この時に於たるまで朕の dominium のうちに保有されていた Etampes に近く、その名を Beddagon (と云う) 場所 (locus) を、その場所に教会堂が建立される故をもつて、上記教会 (Notre-Dame d'Etampes) に永遠に所すべく……寄進するよう〔請願を受けた〕。……よつて朕及び王子 Ludovicus は、彼等の正しい請願に動かされて、上記指名の場所をすべての住民 (accolii) とともに、換言すれば、その土地に負う一切の「義務」と、「その土地の」 consuetudines とともに、……寄進する。而して朕の後継者、或は朕の ministeriales の何人も、朕の慈悲にもとるが如き事を何たりとも、敢てなせざらんことを……」¹⁰

Ⅹ 「Legerus (Loire) 河の、当該修道院 (Saint-Benoit-sur-Loire) から、Castrum Novum (Châteauneuf) に近い朕の住居 (宮殿) にいたる流れにおいて朕が徴収していた一切の権利 (jus) と一切の収入を〔当該修道院に〕寄進する。……更に piscatio に必要な、Loire 河に近う他の三 mansi を、彼等に与える……」¹¹

之等を通看して、以上十一例を、幾つかのグループに分類し得るのではないかと考えられる。第一に、使用目的を明記した場合がある (Ⅲ、修道院建立敷地。V、修道士の住居。X、教会堂建立敷地。Ⅹ、漁撈権行使のため)。第二に、諸権利そのものを分割譲渡する目的が主で、そのために必要な最少限度の土地を設定したかに見える場合がある (Ⅱ、consuetudo と exactio の一部分の譲渡。Ⅳ、hospites の譲渡。Ⅶ、consuetudo の譲渡。violentia, tolta の禁止或は譲渡。hospites 及び彼等に対する consuetudo, 市場権の譲渡。河水権の分割譲渡。X、住民 consuetudines その他その土地に属する一切の義務)。第三に、villa の記述様式とほとんど区別し得ぬものがある (Ⅸ)。而して最後に、雑多な諸権利と単に併列された場合がある (Ⅰ・Ⅳ・Ⅷ)。或はその内で第二の場合がこの段階では最も一般化された典

型的なケースではなかつたかとも想像される。

尚之等のグループを通じて *consuetudo* が土地又はその土地に属する住民に課する雑収入以外の意味で用いられた例は皆無である。その他 *villa* の場合に見られた *justitia* も *vicaria* も存在しない。それに反して、*census* (VIII・i・VI を参照)・*teloneum* (IV) 河水権又は *piscatio* (IV・VI・XII) 等は、その背後に広大なひろがりを感じさせる。この特性は恐らくは之等が、本来的にその対象がもつ条件によつて制約されていたのみならず、*droits régaliens* の解体の結果である点にも由来するであらう。

王の土地所有は、文書から立証せんとする限り、余りにも小さく、且諸権利と分ちがたく錯合している。もとより之等は王全体の所有に比して、極めて小部分を形成していたにすぎないであろう。又上掲の諸文書の随所にあらわれた如く、城 (*castrum*, *castellum*)¹² 宮殿 (*camera*, *palatia*, *domus*)¹³ 果樹園又は葡萄園¹⁴ 風 (水) 車 (*molendinum*)¹⁵ の若干の所有が見出される一方、森林 (*forestum*, *silva*, *saltus*) 及び教会・修道院の大所有が存した。又之等の文書のみから *Franges* 近郊に、一大土地所有があつたことも推察し得る (ii・VII・X)。而し之等は、その全規模において復原する事は不可能である。最少限度に結論し得ることは、第三者の土地の上に設定された王の諸権利が相当数あつたであろうことであり、又それ等が、その所属の如何を問わず、何等かの形で土地と結合して表象されていたのではないかという点である。以下その観点から、諸権利と、それによる支配とを追究したいと思う。

註

- 1¹ Prou, n° LXIII, p.168, a° 1073. Cf. Newman, p.125, n° 25. Saint-Germain-en-Laye に対すの。詳述なし。
2² Prou, n° LXXXVI, p. 192-193, a° 1075. 王が寄進したものに加え、騎士 Ingelbaldus のゆかり。〈quod in territorio Aurelianensi quendam terram de dominio nostro ad Pontem Ossantiae Cluniacensi ecclesiae concederemus, . . . et terras illas quas . . . in supradicto Aurelianensi territorio, ab omni consuetudine et exactione, nisi quae fratribus redderentur, de cetero

seu ab aliqua persona, ... solutos pro Deo clamamus et quietos. Quod si ad forum nostrorum vendere vel emere venerint, nichil ab eis preter justam fori consuetudinem requiratur aut exigatur; ... Similiter autem eidem hospicio aquam juxta terram ipsam profluentem eodem jure donavimus.....»

Cf. Fliche, p. 126, p. 131-133. Newman, p. 125, n° 23, p. 128, n°57, p. 129, n°73.

8° villa の 賦 次 の 結 合 °

9° 産 額 結 合 の 理 由 ° Prou, n° CXL, p. 350, a° 1101. Cf. Fliche, p. 126. Newman, p. 125, n°30.

9° Prou, n° CXLIX, p. 379. a°1101-1104. «.....ut locum quendam Stampis proximum nomine Beddagon, quem ad id temporis in dominio nostro tenueramus, prelate ecclesie in perpetuum possidendum et habendum concederemus, ea videlicet ratione ut in ipso loco ecclesia construeretur Nos vero Ludovicus, filius noster, eorum juste petitioni adjuvantes, prenominationum locum cum omnibus accolis, sicut dictum est,..... concessimus cum omnibus ejus terre debitis et consuetudinibus; et ne ulterius aliquis successorum seu ministerialium nostrorum, in prefato loco aliquid, quod huic largicioni nostre contrarium sit, presumere audeat,....» Cf. Fliche, p. 126. Newman, p. 125, n°23.

11° Prou, n°CI, p. 262, a°1081, «.....concedimus omne jus et omnem redhibitionem quam exigebamus in fluvio Ligeris in circuitu ipsius monasterii usque ad nostram domum prope Castrum Novuni;..... tres alios quoque mansos ad piscationem necessarios prope eundem fluvium Ligeris eisdem damus.» Cf. Newman, p. 127, n°56. Newman せ 辰 川 権 と 瀬 登 権 の 存 在 の こ と を 證 せ る の 文 書 の こ の べ 目 も の 等 が piscatio 行 使 に 必 要 な 場 所 と し て 提 供 せ ら れ た と 考 へ 9°

11° Prou, n°LXXXIX, p. 232, a° 1077. 本 編 Ⅱ・Ⅲ° 改 訂 註 文 「Mantes の 案」° Prou, n° CXXXVI, p. 345-346, a° 1068-1098. «...Castellum nostrum, nomine Garisiacum, in pago Suessionico, situm...» [Soissons の pagus に せ る の 地 名 や Quierzy の 地 名 の 誤 り 等...]

13° Prou, n° II, p. 7; n° III, p. 12, a°1060. «Actum Droicis castro publice, in aula regis;» «Droicis in sua camera » [「...Dreux の 城 の 中 の 公 間 と し て (文 書) 公 文 に 作 成...」° 「Dreux の 被 給 (中 心 地) の 説 び...」°

Prou, n°XLV, p. 124, a°1069; n° CXXXVIII p. 347, a° 1100, «in palatio Meldunis;»; «Militum in novo palatio» [「Melun の 被 給 と し て」] [「Melun の 被 領 と し て...」]° Prou, n° LXXXVI, p. 226, a° 1077; n° CLIV, p. 388, a°1106; «Actum publice Aurelians, in palatio nost-

ro》. 《Actum Aurelianis in palatio》. 「Orléans の宮殿
に於て……」

Prou, n°Cl, p. 262, a°1081, 「Châteauneuf-sur-Loire
の住居……」 ii・Ⅳ 及び註11参照。

Prou, n°CXXII, p. 309, a°1086-1090. 《Hanc dona-
tionem feci apud supradictum Castrum Pontis Isare,
in camera mea……》「この寄進は上記 Pontoise の城に、朕
の房になられた。……」 Fliche, p. 95. 44Nを城に分類するも誤。
camera mea を採る。 Cf. Newman. p. 124, n°15.

14' ii・V 註5' (ponarium)。

Prou, n°LXXXVIII, p. 228, a°1077, 《Clausam nos-
trum vinearum》「…(Orléans にある) 朕の葡萄畑の一方
に於て……」

ii・Ⅳ Warry の地に葡萄園が存したるが如き、当該
文書から不明。 Cf. Newman, p. 125f. n°31.

15' i・Ⅱ参照。

Saint-Martin-des-Champs の教員院に与えられた do-
minium に属する molendium について、前述 (1741
頁及び註12) 参照。

Prou, n°LXIII, p. 168, a°1073, 《Molendium etiam
Filiolcurtis dedi……》「Filiancourt の molendium を寄
進……」 i・Ⅰに先行する部分。

16' 多数につき列挙せず。森林所有が譲渡されることは殆んどな
い。例えば i・V の場合にも Laigne の森の中に存した教会
や villa が寄進なれども、森林そのものの所有には関わりが
ない。又 Iveline の場合 (ii・Ⅵ) にしても、譲渡されたの
は、その一部又はその使用権のみであると解なれよう。之
等が、採伐権や放牧権に対しても、又新規開墾に対しても無
限の可能性を有するは言をまたない。教会譲渡は私見によれ
ば、villa 解体の過程をたどる一標識たり得ようが、此処で
は、ならぬ (典型的には i・Ⅱ)。

**Sur le Domaine Royal
sous les Premiers Capétiens**

— Le domaine laïque sous le règne de
Philippe I^{er} — (I)

Par H. Mori

«La détermination exacte de ce domaine (royal), A. Luchaire a écrit, durant la période antérieure au XIII^e siècle est une des tâches les plus difficiles que puisse s'imposer l'historien». Quand W. M. Newman a considéré le domaine royal, surtout le domaine laïque sous les premiers Capétiens (987—1180) comme l'«ensemble des droits», cette définition se rend opposant aux historiens qui n'ont jamais douté la territorialité du «domaine». Mettant en vue les nouvelles notions territoriales, la seigneurie banale et la «consuetudo», proposées récemment par Ch.-Ed. Perrin, J.-F. Lemarignier etc., comment devons-nous comprendre le caractère principal du domaine royal?

Dans les chartes de Philippe I^{er}, le mot correspondant au domaine n'existe que le «dominium». Malgré que ce mot n'a été utilisé qu'au sens de la propriété foncière, les *villae* ou les terres royales ici mentionnées sont si rares et si morcelées, que nous ne pouvons pas figurer leur visage concret. Le domaine royal donc n'est pas déterminé par un territoire purement foncier. Nous rechercherons son organisation et son administration, en analysant les droits attachés encore étroitement à la terre dans la seconde moitié du XI^e siècle.

(A suivre).